

外来腫瘍化学療法診療料1

当院での対応について

1. 専任の医師、看護師、又は薬剤師を院内に常時1人以上配置しており、本診療料を算定している患者さんからの電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を整備しております。
2. 急変時等の緊急時に、患者さんが入院できる体制を確保しております。
3. 実施される化学療法の治療内容の妥当性を評価し、承認する委員会を定期的を開催しております。
4. 患者さんと患者さんを雇用する事業所が共同して作成した勤務情報を記載した文書の提出があった場合、就労と療養の両立に必要な情報の提供、並びに診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ、療養上必要な指導を行うことが可能です。